子供の体力向上関係表彰実施要領

１　趣旨

　　児童生徒の体力向上に積極的に取り組み，顕著な成果をあげている県内の公立学校（小・中学校，高等学校，特別支援学校）及び児童生徒を表彰し，もって県内児童生徒の体力向上の推進を図る。

２　表彰の対象

　（１）体力つくり優秀賞

学校全体で体力つくりに取り組み，広島県児童生徒の体力・運動能力調査において，優れた結

果を残した学校

　（２）体力つくり奨励賞

　　　　学校全体で体力つくりに取り組み，広島県児童生徒の体力・運動能力調査において，顕著な向上が見られた学校

　（３）体力優秀賞

　　　　公立小学校（特別支援学校小学部）第３学年から，公立中学校（特別支援学校中学部）第３学年の児童生徒のうち，広島県児童生徒の体力・運動能力調査において，優れた結果を残した児童生徒

３　表彰の基準

（１）体力つくり優秀賞

　ア　調査結果の評価

〔調査結果の総合評価（Ａ＋Ｂ）の人数／調査を実施した者の人数〕の値が最も大きい学校とする。

　　　　（ただし，総合評価（Ａ＋Ｂ）の割合が，達成基準値60％以上であることとする。）

　　　イ　規模別の評価

　　　　 学校の規模によって，学校運営や教育活動の面から体力向上の取組方法が異なり，また，その効果の反映度合も異なってくることから，規模別に表彰することで受賞機会の均衡を図ることとする。区分については学校種ごとに，小規模，中・大規模の２区分を設ける。

区分については，学校教育法施行規則で定める「標準規模」（12～18学級）の学校を中規模とし，11学級以下を小規模，19学級以上を大規模の学校とする。

ウ　表彰学校数

学校種ごとに，小規模から１校，中・大規模から１校の計２校ずつとする。ただし，受賞後

　　　　２年間は表彰の対象から除く。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 小学校・特別支援学校小学部 | 中学校・特別支援学校中学部 | 高等学校・特別支援学校高等部 |
| 小規模 | １校 | １校 | １校 |
| 中・大規模 | １校 | １校 | １校 |

（２）体力つくり奨励賞

ア　調査結果の評価

〔調査結果の総合評価（Ａ＋Ｂ）の人数／調査を実施した者の人数〕の当該年度の値と前年度の値を比較し，伸びが大きい学校とする。（ただし，体力合計点が，県平均値以上の学校とする。）

なお，特別支援学校においては，「調査を実施した者の人数」を「全項目測定可能な者の人数」と読み替えるものとする。

イ　規模別の評価

　　　　 学校種ごとに３区分を設ける。

　ウ　表彰学校数

○　小学校・特別支援学校小学部は約50校に１校の割合とする。

○　中学校・特別支援学校中学部は約40校に１校の割合とする。

○　高等学校・特別支援学校高等部は約30校に１校の割合とする。

ただし，体力つくり優秀賞受賞校は表彰の対象から除く。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | 小学校・特別支援学校小学部 | 中学校・特別支援学校中学部 | 高等学校・特別支援学校高等部 |
| 小規模 | ６校 | ４校 | ２校 |
| 中規模 | ３校 | ２校 | １校 |
| 大規模 | ２校 | １校 | １校 |

（３）体力優秀賞

各学年・男女別で，体力合計点の総合評価がＡ段階かつ次表に定める項目ごとに設定した数値を全てクリアした児童生徒とする。

＜表＞　項目ごとの設定数値

４　表彰の方法

　　表彰状を授与して行うものとする。なお，体力優秀賞については各学校において授与し，次表に定める体力合計点以上の児童生徒にバッジを加えるものとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 小学校 | 中学校 |
| ３学年 | ４学年 | ５学年 | ６学年 | １学年 | ２学年 | ３学年 |
| 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 | 男子 | 女子 |
| 66 | 66 | 70 | 73 | 75 | 77 | 80 | 80 | 60 | 72 | 70 | 76 | 77 | 77 |

５　表彰の時期

　　表彰日は別に定めるものとする。

６　その他

この要領は，平成28年度の表彰から適用する。